

◆ 農業用ため池を所有・管理している皆様へ ◆

農業用ため池の適正な管理について

農業用ため池は、農業用水の確保のほか、洪水防止、水源涵養、防火用水、様々な生物の生息場所の提供など多面的な機能を備え、農業・農村の発展に重要な役割を果たしてきましたが、地震や大雨の影響などにより決壊した場合、下流の人家、農地、公共施設等に甚大な被害を及ぼす可能性があります。

災害を防ぎ、農業用ため池を良好な状態で機能させるためには、所有者・管理者の皆様が行う日常点検や維持管理を適切に行なうことがとても大切です。

このため、ため池の日常管理のチェックシートを作成したので、ご活用ください。

👉農業用ため池の届出事項に変更などある場合は、次の届出が必要です。

□ 変更の場合

【変更届出書の記載内容】

- ①農業用ため池の名称
- ②農業用ため池の所在地
- ③変更の年月日
- ④変更の内容
- ⑤変更の理由

□ 廃止の場合

【廃止届出書の記載内容】

- ①農業用ため池の名称
- ②農業用ため池の所在地
- ③廃止の年月日
- ④廃止の理由
- ⑤廃止後のため池敷地の利用計画

◆ 特定農業用ため池の所有者・管理者の皆様へ ◆

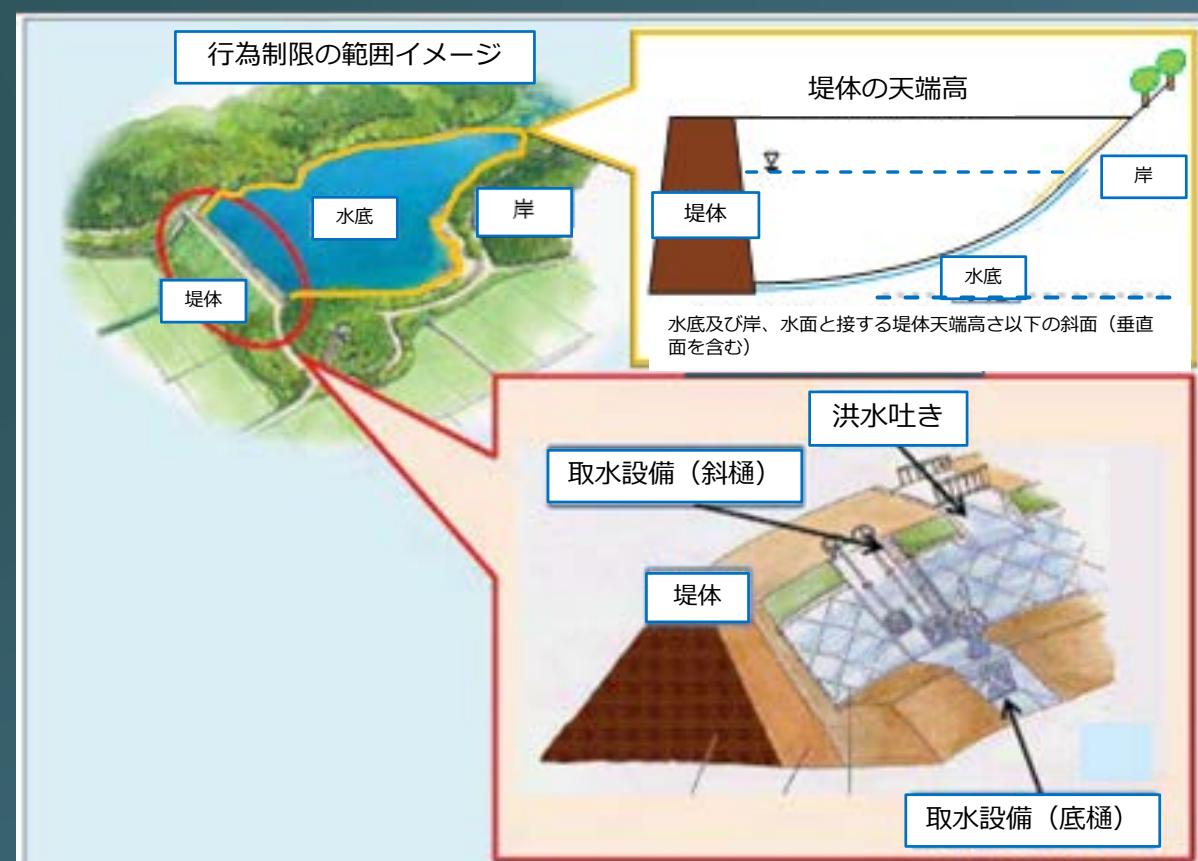
👉特定農業用ため池の保全に影響を及ぼすおそれのある行為を行うときは、知事の許可等が必要となります。

□ 許可が必要な行為

- ①堤体の掘削、切土、盛土、竹木の植栽
- ②水底の掘削
- ③岸の形状の変更
- ④取水設備又は洪水吐きの変更又は廃止

□ 許可が不要な行為

- ①土地改良法に基づく土地改良事業
- ②防災工事
- ③非常災害のため必要な応急工事
- ④修繕や堆積土砂の浚渫等の管理
- ⑤安全性の調査（ボーリング調査等）
- ⑥河川法等他の法令に基づく工事等
※河川法、砂防法、森林法、地すべり防止法、急傾斜地崩壊防止法に基づく工事等



👉特定農業用ため池の防災工事の施行について

- ★防災工事（耐震対策、豪雨対策、老朽化対策、廃止）を実施しようとするときは、工事着手予定の30日前までに知事に防災工事計画を届け出る必要があります。
- ★防災工事計画の内容が適正でない（又は「不十分な」）場合、知事が変更を命ずることがありますので、防災工事計画を提出する前に、あらかじめ相談してください。

詳しくは、最寄りの振興局産業振興部調整課・農村振興課指導企画係までお問い合わせください。

日常管理チェックシート

確認日： 年 月 日

管理者・所有者

ため池名称

農業用ため池を適切に管理するためには、日常の管理や点検がとても大切です。落水した時や融雪後など、少なくとも年1回は、ため池の状況を確認しましょう。確認の際には、写真を撮影し記録することも重要です。チェックシートは、保存管理しましょう。

【堤体上流法面などに損傷や浸食箇所がある】



【堤体法面に「陥没」や「亀裂」、「はらみ出し」が生じている箇所がある】



ため池状態のチェック

チェック欄

① 洪水吐に土のうを積んでいませんか？

②ため池や洪水吐に土砂やゴミが堆積していませんか？

③堤体上流法面や洪水吐流入部付近に流木、枯れ枝、ゴミはありませんか？

日常管理

④堤体や管理用道路が見えないほど草木が茂っていませんか？

⑤堤体の一部が沈下したり、せり出たりしていませんか？

⑥樋管まわりから漏水がありますか？

⑦巻き上げハンドルやゲートはきちんと作動していますか？

※①②③は、上流の山林状況等の把握、堤体の草刈りと点検、洪水吐のゴミなどは、堤体の決壊の可能性があることから定期的に確認しましょう。

※④は、緊急時の現地確認など状態を把握することが困難となり対応などに支障が生じます。

※⑤⑥⑦は、沈下・漏水など老朽化によることも考えられます。

施設の異常が確認された場合は、道（最寄りの振興局）、市町村、土地改良区に相談しましょう。